

第 16 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 17 年 8 月 23 日（火）13:30～15:50
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、雨宮委員、飯田委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大河内委員、加藤委員、小町谷委員、東海委員、長岡委員、馬場委員、外園委員、山本委員
4. 議事次第：
 - (1) 委員紹介等
 - (2) 各府省委員長懇談会について（報告）
 - (3) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に関して
 - <1> 中期目標（案）
 - <2> 中期計画（案）
 - <3> 業務方法書（案）
 - <4> 役員の報酬等の支給基準
 - (4) 独立行政法人国立公文書館の中期目標に係る業務の実績に関する評価及び主要事務事業や組織の在り方についての意見について
 - (5) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標に係る業務の実績に関する仮評価及び事務・事業及び組織形態の見直しについての意見について
 - (6) 独立行政法人北方領土問題対策協会の長期借入金・償還計画の一部変更について
 - (7) 独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について及び委員会と分科会の役割の一部改正について

5. 議 事：

大森委員長 御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、第 16 回の内閣府独立行政法人評価委員会でございまして、内閣府独立行政法人評価委員会令の定足数の要件を充たしていますので、開かせていただくこととなります。

まず、委員の異動がございましたものですから、それぞれ簡単な自己紹介を改めてお願い申し上げたいと思っています。

私は、委員長を務めております大森でございます。よろしくお願いいたします。

では、雨宮委員から一言ずつ。

雨宮委員 明治学院大学の雨宮と申します。民法、公益法人などが私の専門としているところです。よろしくお願いいたします。

飯田委員 飯田でございます。

「北方領土問題対策協会分科会」の担当をしております。よろしくお願いいたします。

伊集院委員 伊集院礼子でございます。

NHKの放送文化研究所で仕事をしております。

現在は「国民生活センター分科会」の担当をしております。

それから、今度「沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」、なかなかちょっと一度に言いにくいのですけれども、こちらの方にも関わらせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

上野委員 上智大学外国語学部の上野と申します。専門は政治学とロシア政治です。

この夏から「北方領土問題対策協会分科会」の方を担当するということになりました。新米ですので、よろしくお願いいたします。

遠藤委員 株式会社リコーの遠藤と申します。

もともと、ちょっと皆様と比べると分野が違うのではないかと、お役に立てるかどうかが、それも1つの味なのだろうと思って頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大河内委員 主婦連合会から参りました大河内と申します。

国民生活センターのところにあります。

消費者団体ですので、そういうことであると思うのですが、なかなか難しくお役に立っているかどうか不安でしております。よろしくお願いいたします。

加藤委員 東京大学の加藤陽子です。

近代史をしております。「国立公文書館分科会」の評価委員です。よろしくお願いいたします。

小町谷委員 弁護士をしております小町谷です。

情報公開や個人情報保護の問題を専門的にしております。

東海委員 青山学院大学の東海でございます。

ビジネスやアカウンティングに関わることを勉強いたしております。

担当は「駐留軍等労働者労務管理機構分科会」でございます。よろしくお願いいたします。

長岡委員 公認会計士の長岡と申します。公益法人を中心に監査を行っております。

今回、初めて委員にならせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

馬場委員 東京理科大学の馬場錬成でございます。

私はサイエンス関係が専門なのですが、特に知的財産権のことをしております。

今日、先生方の御専門を見ると、私とちょっと違う先生方が大勢いらっしゃるの、是非、御高説を賜りたいなと思って、楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

外園委員 外園でございます。

「国立公文書館分科会」の担当をしております。よろしくお願いいたします。

山本委員 京都大学の山本と申します。

専門は、民法、消費者法であります。

「国民生活センター分科会」の委員でございます。よろしくお願いいたします。

大森委員長 よろしく願いいたします。

8月15日付けで内閣府の方の人事異動があったそうでございまして、まず、政策評価審議官の松田さんから一言お願いします。

松田政策評価審議官 政策評価審議官になりました松田と申します。

前職は大臣官房総務課長ということで、内閣府の組織でありますとかあるいは国会の関係の仕事をしておりました。

省庁再編前は、旧総務庁で行政改革の仕事をしておりました。

政策評価の関係は初めてでございますので、いろいろと教えていただいて、この仕事をきちんと勤めたいと思います。よろしくお願いいたします。

大森委員長 政策評価広報課長の豊田さんからも一言お願いします。

豊田政策評価広報課長 8月15日付けで政策評価広報課長を命ぜられました豊田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大森委員長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、皆さん方、資料の御確認はよろしいですか。途中で何かお気づきになったらおっしゃってくださればと思います。

もうちょっと前でございましてけれども、4月15日に総務省の方の「政策評価・独立行政法人評価委員会」と各府省の独立行政委員会の委員長との懇談会が開かれまして、少し旧聞に属するのですがけれども、私から簡単に御報告申し上げたいと思います。

皆さん方のお手元に資料2、資料3がございますので、それなどを見ながらお聞き取りいただければと思っています。簡単に御報告申し上げます。

たまたまこの前の4月は、総務省の方の委員会の委員長がお代わりになりまして、伊藤忠の会長の丹羽さんが委員長に代わりました。そのこともございまして懇談会が開かれたのでございましてけれども、最初、総務省の方の委員会の活動状況などの御報告があった後、各府省の方から出た委員長からいろいろ意見が出まして、非常に強い不満が出されました。私もその一人だったのです。

総務省の方の委員会のどういう点に大きな不満が出たかといいますと、かいつまんで5点ほどございます。

まず、総務省の意見は細か過ぎて重箱の隅をつつくような指摘が多い。これを直してもらいたいということでございます。したがって、総務省はもっと大所高所に立って議論すべきでありまして、各府省の委員会との役割分担が必要ではないかという意見が出ました。

それから、効率化ということは必要なけれども、短期間の成果だけでやると、基礎研究のようなところは、独法でいってもだんだん手を引いてしまうような可能性が出てくるので、効率化もいろんな意味合いがあるのではないかというような御意見が出ました。

中期目標終了後の見直しにつきましても、各府省の委員会の意見を尊重していただきたい。

各府省の意見が無視されるようでは、委員の士気が上がらないではないかという御意見も出ました。

後ほど、この点について話題が出ますけれども、実は、各独法の役職者の退職に関わる業績勘案率につきまして、総務省の委員会の方針は1.0よりも高いものは認めないような硬直的な言い方になっているのではないか。その点についても事情はわかるのだけれども、各府省にお任せいただきたいというような趣旨が出まして、結構激しいやりとりになりました。私どもが押し込んだ形になりました。

私もこの機に乗じまして3点ほど強調いたしました。

どう見ても総務省の委員会は、私どもの委員会の評価結果について疑り深過ぎる。自己評価をしたことについて評価している私どもだって大変なのに、二重に外にいる人間が個々のことについておわかりになるのでしょうか。余り細かいことまで口を挟まないでもらいたいということを申し上げました。

効率化につきましても、全法人共通で振り込んでいくということになると、各法人の性格に応じた判断ができなくなるので、この点についてももうちょっと柔軟な対応が要るのではないのでしょうか。

もう一つは、余り数値目標だけこだわって、増やせ増やせとおっしゃると、目標自身が形骸化してしまうので、全体として独法の目標達成を高めることにならない可能性が出てくるので、それについても御配慮がいるのではないのでしょうかということを申し上げました。

やりとりはざっくばらんに何でもおっしゃれと向こうの委員長がおっしゃったものですから、みんな相当のことを言いました。したがって、忌憚のない率直な意見の交換になりましたものですから、私は双方にとってプラスになったと思います。

もう一つ、実は、向こうの親委員会の方というか、総務省の委員会では、財務研究会についていろいろ再開をして研究したいとおっしゃっていますので、私から、もしそうおっしゃるならば、各評価委員会には会計の専門家がおいでになるから、そういう方の御意見も聞いてもらいたいということを申し上げまして、そういう方向で検討会が持たれたというふうに聞いています。

私どもの方からは出塚先生に出ていますけれども、本日、御欠席でございますので、後刻またその御報告をいただければというふうに思っています。

大体そういうやりとりをしてまいりました。

以上でございます、それに対して、総務省の委員会の方としては、この意見を受けて、なおかつ自分たちはこうしたいというようなことが資料3にございますので、もしお時間があればそれを見ていただければというふうに思っています。

報告は以上でございます。

本日の審議に入りたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、沖縄科学技術研究基盤整備機構関係の方々を入れてくださいますか。

(沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

大森委員長 それでは、どなたが御出席かちょっと名乗りを上げていただけますか。

宮崎沖縄振興局新大学院大学企画推進室次長(以下「宮崎次長」) 内閣府の沖縄振興局の新大学院大学企画推進室次長という肩書の宮崎でございます。よろしくお願いたします。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構設立準備会企画部長(以下「匂坂部長」) 現在、設立準備会ということになっておりますが、機構の方の企画部長の匂坂でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

大森委員長 よろしくお願いたします。

それでは、本日、9月1日に設立が予定されております、もう略称でまいりますけれども、基盤整備機構につきまして、まず、設立に当たる中期目標、中期計画、業務方法書及び役員の報酬等の支給基準につきまして、私どもの評価委員会の意見が求められていますので、まず御説明を伺った後、審議に入りたいというふうに思います。

それでは、順序でまいりますので、まず最初に中期目標、中期計画について御説明をいただきます。

宮崎次長 まず、中期目標、中期計画の御説明の前に、この機構は実質的に新設の法人でございます、前身となるような特殊法人等はありません。委員の中には、余りなじみのない方もいらっしゃるかと思いますので、この機構の概要について、最初に簡単に御説明したいと思います。

資料4-2をごらんください。

中期目標の案でございますけれども、この「前文」に沖縄科学技術大学院大学設立構想というものについて記述がなされております。

前文を読みますと「『沖縄科学技術大学院大学設立構想』は、沖縄に世界最高水準の自然科学系の研究・教育を行う『沖縄科学技術大学院大学(仮称)』(以下『大学院大学』という。)を設立しようとするものである。

この大学院大学は、教授陣及び学生の半数以上を海外から迎え、英語を常用語とするなど、真に国際的な高等教育機関とすることとしている。また、柔軟で自律性の高い運営の下、生物学、物理学、化学、数理化学、計算科学などを融合した先端的な研究・教育を行うこととしている。

このような過程を経て、沖縄の地理的優位性や地域特性を活かし、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的な研究・教育機関となり、21世紀の沖縄の振興のみならず、世界の科学技術の発展に貢献することを目的としている。

機構は、この沖縄科学技術大学院大学設立構想を推進する主体として設立されたものである。大学院大学設立の準備と併せて、国際的に卓越した科学技術に関する研究開発などを推進することにより、優れた研究者を募り、研究者を養成し、その資質を高めるとともに、研究開発を行う環境の整備・充実に努め、もって沖縄における研究基盤を整備し、世

界最高水準の研究・教育を行う大学院大学の礎を築くことを期待する」。

一言で申し上げますと、世界最高水準の国際的な大学院大学を沖縄につくると。これにより、沖縄の振興に結び付けていこうという、非常に大きなスケールを持った構想がございます。

その第1段階として、大学の設置準備に当たる組織を、今回、独立行政法人として基盤整備機構という形で設立をするものでございます。

別途、カラーの資料をお配りしておりますけれども、既に内閣府の委託事業として先行的に研究事業の開始をいたしております。この横長のカラーの資料の1枚目を見ていただきますと、現在、主任研究者4人。つまり研究チームにして4チームございます。これを当面、12人程度まで拡大するということまで、政府内のコンセンサスということになっております。

今後、この基盤整備機構において大学の設立準備を進めるわけですが、大学の開学については、下の四角で囲んでありますように「主任研究者が50人程度に達した時点を目処」とするということになっております。

1枚めくっていただいて、参考2をごらんください。

どのような取組みを行っているかということですが、右下にございますが「先行的研究事業（IRP）の拡充」を、現在4チームで進めております。

平成17年度予算、約51億円ですが、そのうち30億円を費やしてこの研究事業を進めております。

この研究事業を通じて、将来の教員を集めていくといった活動として実施しているわけでございます。

左上をごらんください。

そこにありますように「国際ワークショップ等による国際交流推進」ということで、ワークショップあるいはセミナーといったような事業の開催をいたしております。

右の方に「恩納キャンパス施設整備の本格化」とございますけれども、将来的にこの大学院大学は沖縄県北部の西海岸にあります恩納村に設置をする予定としております。

しかしながら、この航空写真でもおわかりいただけるかと思いますが、現状、山林でございます。今後これを開発してキャンパス整備をしていかなければならないということでございまして、この基盤整備機構におきましては、先行的研究事業を50人の規模を目指して拡充をしていく。恩納キャンパスの施設整備を本格化していく。この2つを大きな柱として、今後、事業展開を図っていくものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、参考3でございますが、これが理事長就任予定者のシドニー・ブレナーという方でございます。

世界最高水準の国際的な大学院大学をつくるということで、外国人のノーベル賞受賞者の方をお招きするという形でシドニー・ブレナー先生に御就任のお願いをし、御了承をいただいたところでございます。現在、78歳と若干お年は召しておられますが、大変元気な

方でございます。

ということで、この法人は9月1日の発足を目指しておりますが、中期目標、中期計画をつくるに当たって、この法人の特殊性というものに基づいて、従来の独立行政法人の中期目標、中期計画と若干異なる部分がございます。その点について、まず御説明をしたいと思います。

資料4-1をごらんください。

独立行政法人制度というのは、特殊法人の整理、合理化など、基本的にスリム化を図っていくという方向性があるかと思えます。しかしながら、資料4-1の1.で書いてありますように、この基盤整備機構は前身の組織が存在しない事実上新規設立の独立行政法人であり、現在4人の主任研究者を、今後50人程度まで拡大をしていかなければならないと。むしろ、積極的に拡大を図っていかなければならないという事情がございます。

更に、国際的で世界最高水準を目指すと。しかも、それを沖縄で実現するという高い目標、あるいは高いハードルを掲げております。こうした目標を確実に達成していくために、外国人のノーベル賞受賞者のシドニー・ブレナー先生に理事長候補として、政府として招聘したと。そして、その立ち上げに向けた基本方針づくりを託したという事情がございます。シドニー・ブレナー先生は外国人ということもあり、理事長をお引き受けになるに当たり、自分の責任と権限ということについて確認をされて、その上で中期目標は政府から与えられる目標だと。

一方、中期計画というのは、機構としてのコミットメントであるということで、これは自分自身が書かなければいけないということで、シドニー・ブレナー先生が御自身で執筆されたもの、それをほぼそのままの形で和訳したものを、本日、中期計画の案として提出をしております。

ブレナー先生は中期計画を作成するに当たって、コミットメントであるということから、何が出来るか何ができないか相当吟味をされております。しかも、不確実性も高いということで、なかなか具体的な数値目標といったようなものについては、相当慎重に執筆をされたといったような経緯がございます。

このようなことから、必ずしも定量的な目標あるいは数値目標といったようなものが余り盛り込まれていないといった点があることについて、御理解を賜りたいというふうに考えております。

また、中期目標、中期計画については、各独立行政法人横並びで、何をどういう順番で書くといったようなフォーマットがございますけれども、中期計画に関しましては、ブレナー先生御自身がお書きになったということもあって、通常の中期計画とは書く順序などがかなり異なっているという点も御理解をいただきたいと思えます。

ということで、中身の説明に移らせていただきますが、資料4-4をごらんください。

これはブレナー先生がお書きになりました中期計画をベースに、それに対応する中期目標を左側の欄で整理したものでございます。

まず、その中期目標のところの最初にございますけれども、中期目標期間につきましては、平成 17 年 9 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年 7 か月を予定しております。これは、平成 21 年 3 月には、恩納村での最初のキャンパスの建物の供用が開始できるであろうという見通しに立って、このような期間設定をしたものでございます。

前文の方の中期目標につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

中期計画の方で、それについて要約したものが前文の 1 の部分で書かれております。

前文の 2 のところで「本中期計画の当初の段階において、機構が達成し得る成果については、当面の資源の制約を勘案する必要がある」。この資源の制約というのは、メインのキャンパスが存在しないと。現在、研究事業を行っておりますが、いずれも沖縄県の施設を借用する形で実施をしていると。したがって、研究スペースなどの制約がある。ここでの資源の制約というのは、専ら研究スペースの制約とお考えいただければと思います。

3 年 7 か月の中期計画期間を、最初の 1 年 7 か月と後半 2 年の 2 区分に分けて計画を考えていきたいというようなことが書かれております。

続きまして、2 ページに計画の 3 でございますけれども、ここでは施設整備に関わることが書かれております。基本的な考え方として、恩納村での施設が完成するまでは、なかなか本格的な活動に移れないという認識の下に、世界最高水準の研究機関としての地位を獲得するためには、それにふさわしい研究・居住環境が必要であり、必要な施設を整備する必要がありますと。

当面 20 人程度の主任研究員を収容し得る施設が整備されることをもって、世界最高水準にふさわしい器というものがスタートするということが書かれております。

4 では、当面、恩納村で施設が供用開始になるまでの間の問題として、うるま市というところで研究事業を進めているわけですが、今後 2 年間で主任研究者 12 人程度の規模にまで先行的研究事業を拡大するというようになっております。

続きまして、中期目標で言いますと「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということで「科学技術に関する研究開発」というのは、2 ページの下の方にございます。

ここでは、研究者の採用について触れております。世界最高水準にふさわしい研究者を年齢構成にも配慮しつつ、国内外から広く募ると。そのことにより国際的な認知を得ると。外国人研究者の割合を徐々に高め、大学院大学開学時に 50% 以上となることを目指すということになっております。

これに対して中期計画においては、2 ページの一番最後の行からございますが「先行的研究事業を進めるに当たっては、外国人研究者の割合を高めるため、世界中から研究者を惹きつけるよう努める。ただし、研究者の過半を外国人とすることを本中期計画期間中に達成することは困難である」。やはり、恩納村でのキャンパス整備というのが終わって、初めて外国からの研究者の招聘というのも容易になるというような見通しの下に書かれた記述でございます。

ただし、中期計画期間の後半の早い時期に、今後の研究の方向性について議論する国際アドバイザーグループを設置し、その後ワークショップなどに将来の研究者として採用する候補者の参加を働きかける。

更には、その段階では施設の建設も相当程度進んでおりますので、実際に研究施設を見せて、ワークショップといったような事業に参加をしていただいて、その後の外国人のリクルートに結び付けていくということでございます。

「成果の普及及びその活用の促進」あるいは中期目標の3のところにあります「研究集会その他研究者の交流」。

この辺につきましては、論文投稿あるいは学会での発表、知財の管理あるいはその国際シンポジウムの開催といったようなことが書かれております。

計画でも同様のことが書かれておりますが、ここで1点申し上げますと、右側の方、中期計画(2)の「研究成果の普及」の最後のところでございますが「国際ワークショップやセミナーなどを継続して実施する」と。これは研究者の交流ということにとどまらず、将来設置される大学院大学の教育研究活動に引き継がれていくことになることと。

ワークショップといったような短期間のコースの積み重ねによって、将来のカリキュラムの開発といったことに結び付けていきたいということでございます。

中期目標の「4 研究者の養成及び資質の向上」でございますけれども、まだ大学院ではないわけでございますけれども、文部科学省の連携大学院制度等の活用によって、大学院生を積極的に受け入れるといったようなことが書かれております。

右側の中期計画におきましても同様に、国内外の大学と協力し、連携大学院制度を活用して学生の受け入れ指導をします。

更に、4ページになりますが、また、客員教授による大学院レベルの研究者養成プログラムの提供が開始できるように取り組む。その際、ワークショップやセミナーの充実、活用を図ると。

現在、ワークショップは1週間とか10日程度の期間のものを実施しておりますけれども、当初はこのような短期間のものがございますけれども、今後、施設整備の状況に応じて、サバティカル・リープ中の研究者を招くなど、1か月、2か月といった単位の、より長期間の活動を実施できるように努めるということでございます。

4ページ左側、中期目標の5でございますが「大学院大学の設置の準備」ということで、これについては、研究・教育組織、教育課程、管理運営の仕組み等々について検討を深めていくと。更には、海外の研究大学と競争できる給与制度を確立するといったようなことが書かれております。

中期計画の方では、やはり外国人の理事長をお迎えしたということを反映しているのだろうと思っておりますけれども、海外ではこのように研究機関から大学に転換をした例というのがあるということで、ロックフェラー大学、スクリプス研究所、コールドスプリングハーバー研究所及びウッズホール海洋生物学研究所の4研究機関の例があるということで、こ

れを先例として参考にしながら大学の設置準備を進めていきたいということでございます。

更に、さまざまな検討を進めていく上では、次の段落にもございますけれども、内外の事情に通じたコンサルタント等を活用して検討をしていくということでございます。

更にその下で、これらの取組みによる成果を踏まえながら、平成 19 年度には将来のコアメンバーのリクルート活動を開始したいということでございます。

次の 5 ページでございますけれども「施設整備」については、恩納村の施設予定地で施設の供用を開始することを目指して、長期的な構想を策定し、環境に配慮しつつ、計画的な整備に努めるというのが中期目標でございます。

中期計画の方では、キャンパスの整備に当たっては、ユーザーたる研究者の意見が反映されなければならないということから、研究者から成る委員会を組織するということが記述をされております。

引き続き「業務の効率化に関する事項」でございますけれども、中期目標の 1 つには、研究費等の効率的な資源配分のシステムを構築するということ。

それと、管理運営業務の効率化を行うということが記述されております。

通常、独立行政法人の中期目標では、管理運営業務の効率化について年率何%といったような目標数値が掲げられておりますが、冒頭申し上げたようなこの法人の特殊性から、今回そういった定量的な目標設定というのは行っておりません。

「事務職員の資質の向上」ということで、新規の法人でございます。事務職員が 20 人足らずの小さな組織でございますけれども、ほとんどが新規採用の職員でございます。そういったようなことから、さまざまな研修を実施すると。特に、国際的な大学院大学を目指すということで、英語能力を含めた事務職員の資質の向上が重要だということで、目標で掲げられております。

中期計画は、それに対応して、専門能力を高めるために、必要に応じ研修などを実施する等々の記述が行われております。

また「組織運営及び財務管理」という部分で、最後のところでございますけれども「また、企業等からの寄附金や競争的研究資金等の外部研究資金の獲得に努める」ということになっております。

中期目標の「3 評価」でございますけれども、この法人は当面、研究を大きな事業として行いますので、研究評価というものが重要になってまいります。したがって、外部評価を得ながら業務運営、研究運営に反映をさせていくといったようなことが中期目標で述べられております。

これに対して中期計画では、現在 4 人の研究者が活動しておりますが、その半数については平成 18 年末、残りについてはその 2 年後にそれぞれ評価を行うということ。

研究以外の活動も含めて、年次報告書を法人の中に設けられております運営委員会に提出をするということで、年次報告書を作成して内部評価も行うということになっております。

そこから先は、予算等の見積もりでございまして、これは資料4 - 3の2枚めくったところから「中期計画予算」が書いてございますけれども、基本的に今後拡大をしていくと。ただ、その拡大のペースについては財政当局等との関係もあり、現在、必ずしも見通せないということで、基本的に平成17年度のペースで整理をしております。

その上で、別紙1というところがございますけれども、業務経費に関しては、前年度の業務経費相当額掛けて、政策係数を掛ける。

一般管理費についても、前年度の一般管理費相当額に効率化係数を掛けた上で政策係数を掛けるということで、今後の研究チームの拡大のペースなどに併せて、適切に政策係数を設定して、今後の運営費交付金を設定していくということを考えております。

同様に、別紙2の「施設・整備に関する計画」。これも平成17年度ベースでございますけれども、今後、予算折衝を通じて、具体的な施設整備のペースというものが決定次第、中期計画も改定をしてみたいと考えております。

多少長くなりましたが、以上でございます。

大森委員長 御苦労様でした。

今のような実情がございまして、少しほかのものと違う扱いとなっているのですけれども、大筋この目標と計画について御説明ございましたが、何かお気づきの点、御質問等ございましたら出していただきたいと思っております。

どうぞ。

山本委員 細かい点で恐縮ですけれども、御説明にありましたように、これまでの独法と比べて中期目標と中期計画との関係性が若干新しいところがあると思われませんが、中期計画の中で中期目標の示されている目標は達成困難であるというような記述があるような場合に、中期目標はいずれも案とありますので、それを何か整合性を保たせるようなことはあり得るのかどうか。これは、そちらの法人サイドに聞くべきことかどうかわかりませんが、何か情報提供がいただければということが1つ。

それから、これも細かいのですが、スタッフの給与について、国際的な競争力を担保するための給与制度を確立するという中期目標の記述が4ページの5にございますが、これに対して中期計画の方は、教員の人事制度に関して適切な給与体系を検討するという記述が5ページの2のところにある。その辺が、別のことを言っているから別のところに出てくるのか、それともいろいろ項目が対応していないので、そういうような記述整理になっているのか。これも御質問でございまして、伺っていてちょっとわからなかったので教えていただければと思っております。

宮崎次長 最初申し上げたことで、必ずしも目標と計画がきちんと左右対称になっていないというのでわかりにくいかと思っておりますが、まず目標で示された中で、計画で達成困難というものはございません。

一部、本計画期間中に外国人の比率を過半にするのは達成困難というのはございましたけれども、目標の方では、大学院大学開学時に50%を超えることを目指してというふうに

書かれておりますので、これはその時期が違うということでございます。基本的には、中期計画の中で中期目標が達成できませんという部分はないという理解をしております。

給与制度のところでございますけれども、4ページの中期目標の5のところ「海外の研究大学と競争できる給与制度を確立する」とありますが、その右側のところの「(4) 大学院大学設置準備活動」の2段落目に「大学院大学の教育研究分野・組織体制及び教員の人事制度についての考え方を明確にする」というのがございまして、更に、先ほど御指摘のありましたような5ページの2の(1)のところ「将来の大学院大学の在り方に関する検討の一環として、教員の人事制度の検討を行う際に、適切な給与体系を検討する」となって、一応対応はしているのですが場所は分かれています。

これは、中期計画を理事長が御自身で書かれたということで、基本的に非常に難しいプロジェクトを三顧の礼をもってお迎えをして、お任せをしているという事情から、なるべくその原文に整合性とか、そういった細かいところでは意見を言わないということで調整をさせていただいたために、もともとのオリジナルの記述の順番が残ってしまったということでございますので、そこは御容赦をいただければと思います。

山本委員 よくわかりました。

大森委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、私どもとしてはこの中期目標と計画につきましては、少し今のような事情がございますので、これで大筋お認めするというところでよろしゅうございましょうか。

よろしければ、業務方法書の方の御説明に移ります。

それでは、よろしく申し上げます。

宮崎次長 続きまして、私の方から業務方法書についても御説明いたしたいと思います。資料5でございます。

この業務方法書につきましては、当面、この法人の業務の中心が研究事業であるということから、研究開発を行う独立行政法人は多数ございます。そうしたものを参考に、ほぼ横並びで整理をさせていただいております。

基本的には、この法人の法律で定められた事業について具体的なメニューをお示したといったような内容になっておりまして、第3条で研究開発の実施。第4条では外部資金を獲得して研究開発ができるということ。第5条では、企業等からの受託研究。第6条では、他の研究機関との共同研究開発といったようなことが研究事業の関係ではございます。

「第3章 成果の普及及び活用促進の方法」ということで、発表会であるとか、報告書の作成、知財の実施等々が記述をされて、列挙されております。

第8条で知的財産権の管理、活用促進を図るということ。このような記述がございます。

「第4章 研究者の交流促進の方法」としましては、第10条で先ほど来出てきておりますが、ワークショップ、シンポジウムあるいはセミナーといったような事業を予定しているということでございます。

施設、設備の共用というもの。これは、具体的には恩納村でのキャンパスが完成してから本格化するものと思われますが、共用施設の選定ですとか、課題の選定、契約関係、使用料といったことについて記述をいたしております。

「6章 研究者の養成及び資質の向上の方法」でございますけれども、ここでは第15条の(1)～(3)とありますように、ポスドク、大学院生の受け入れ。あるいは連携大学院制度にわる研究指導。更には、地方公共団体、企業等の研究者の受け入れといったようなことが書かれております。

「第7章 大学院大学の設置の準備の方法」でございますして、ここでは教育課程、カリキュラムの検討、教員組織、学生組織等々、運営体制の在り方についての検討というようなことがございます。

それから、第18条で業務の委託ができるということ。

第20条で、調達に当たっては一般競争入札を原則とし、これに依り難い場合、指名競争あるいは随意契約というものもできるというようなことが書かれておます。

更に、この法人は当面バイオ関係の研究が多くなりますので、第21条で生命倫理に関する問題に十分に配慮を行うといったような記述を行っております。

以上でございます。

大森委員長 以上が業務方法書だそうですけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

生命倫理というのは、コンセンサスが成り立つのですか。この方法書と全然関係ないことなのだと思いますけれども、国際的に生命倫理とは、何かコンセンサスが成り立つような話なのですか。配慮するということはよくわからない。何について配慮するのですか。生命倫理について共通理解を得ないと配慮できないのではないかと、素人的に思うのです。それは大丈夫になるのですか。そういうことを考えるということになるのですか。

宮崎次長 これは、文部科学省等でいろいろガイドラインが示されているようなものもございますし、「総合科学技術会議」などでも、ヒトES細胞でしたか、そういったものの取り扱いについて議論が進められておりますので、そういった議論を踏まえて適切に対応していくということでございます。

大森委員長 ほかに何かお気づきの点ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これは、実際には分科会の方でいろいろ御判断をいただくようなことになってまいりますけれども、本日、大筋これでよろしければお認めするということになると思うのですけれども、方法書につきましてはよろしゅうございましょうか。

よろしければ、この方法書で指針に入ってくださいということにいたします。

それでは、役員の報酬等の支給基準について御説明いただきます。

宮崎次長 引き続きまして、資料6でございます。

まず、理事長の報酬でございますが、これは基本的に年俸制ということで考えております。

年俸で 1,760 万円、約 16 万ドルを超えない額とすることよう交渉中ということでございます。

超えない額で交渉中と書いておりますが、実際には 16 万ドルということでおファーをし、原則御了承をいただいておりますが、日本人ではないというようなことで、その課税問題ですとか、その他いろいろまだ整理すべき事項が残っております。

そういうようなことから交渉中ということでございますけれども、今月中にはそういった交渉を終わらせたいというふうに考えております。

理事・監事の報酬月額につきましては、ここの掲げてあるような額でございます。役員
の期末特別手当については、国家公務員に準じた手当とすることとしております。また、
退職手当については独立行政法人の横並びということで、このような計算式をもちまして
計算をするというようなことで考えております。

以上でございます。

大森委員長 何か支給基準について御質問等ございますでしょうか。

この先生は、常時沖縄にいるわけではないでしょう。そのこともちょっと御説明しておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

この年俸額がどうしてもこういう額かということも含めて。

宮崎次長 ノーベル賞学者の方で非常にお忙しい方です。現在、シンガポール政府の科学技術政策の顧問のようなお仕事もされておりますし、奥様はイギリスのケンブリッジにいらっしゃる。もうアメリカの拠点はほぼ引き払う方向でお考えですけれども、従来アメリカにも拠点を持っておられたということで、アジア、ヨーロッパ、アメリカと 3 極に拠点を持って活動をされている方でございます。

ただ、理事長就任に当たっては、必ず毎月来日していただくということ。常に連絡できるような形で今それぞれの拠点、シンガポールあるいはケンブリッジの御自宅の間をテレビ会議で結ぶというようなことを考えておまして、必ずしも 365 日沖縄に常駐されるわけではございませんけれども、常勤と同等の御活動をお願いするということと考えております。

大森委員長 ということだそうでございますが、私どもとしては、これでお認めすることになりますけれども、よろしゅうございませうか。

それでは、これを受けて実際にお仕事を進めていただいて、分科会の方で評価をさせていただくことになりますけれども、今日御説明があったことを十分に頭の中に入れていただきながら、評価の方もお願いするというふうにさせていただきます。

ほかになければ、これでこの問題について終わりにいたしますけれども、よろしゅうございませうか。

それでは、御苦労様でした。

(沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

大森委員長 それでは、次に国立公文書館。では、お願いしましょう。

(国立公文書館関係者入室)

大森委員長 それでは、引き続き国立公文書館につきまして、これは外園分科会長から御説明していただいた後、若干の質疑に入らせていただきます。

それでは、よろしく願います。

外園委員 国立公文書館の中期目標期間の業務実績評価について御説明申し上げます。

「独立行政法人国立公文書館の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価表及び主要事務事業や組織の在り方についての意見」につきまして御説明申し上げます。

国立公文書館につきましては、昨年の評価委員会において13年度～15年度の業務実績についての仮評価及び組織の見直しについての意見をとりまとめ、公表したところでございます。

また、本年3月に開催されました、第15回評価委員会において、本年の国立公文書館の中期目標期間の評価等については、昨年の仮評価を踏まえ、国立公文書館分科会においてその案を作成することとされました。

国立公文書館分科会においては、7月20日と8月3日の2回にわたり会議を開催し、16年度評価とともに中期目標期間の業務実績評価について審議し、資料7の評価表の案としてとりまとめました。

お配りした資料は、昨年作成した仮評価表を基に、見え消しでの修正及び追記部分は太字としております。

時間の関係もございまして、全体を読み上げることは省略し、個々の評価項目については、その考え方について説明し、総合評価と主要事務事業や組織の在り方についての意見の部分のみ、後ほど読み上げさせていただきます。

1ページ目につきましては、昨年の仮評価の後の16年度の業務の実績を反映させた修文及び中段の少し下の部分ですが、これは17年度に入ってからですが、内閣府において官房長官懇談会の提言に速やかに対応され、評価基準の見直しを行っておりますので、それに触れた記述を追加しました。

2ページ目の上の方の太字部分ですが、デジタルアーカイブ・システムの運用準備に關しまして、これは第1期の中期目標になかったものに積極的に取り組んだということで、個々に記述を追加しております。

同じく2ページ目、下の方の「 予算、決算について」は、中期目標に基づき、効率的な執行を行ったということを追記しております。

3ページ目につきましては、修正部分が多いように見えますが、16年度業務実績の反映と文章の整理を行っているものですので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、3ページ目の一番下の2行ですけれども、総合評価につきまして事務局から読み上げていただきます。

願います。

豊田政策評価広報課長 それでは読み上げます。

「中期目標期間中の業務実績については、独立行政法人移行後、いち早く業務執行体制を整え、効率化に向けて館内の業務を全体的に見直し、一部業務は既に中期目標期間前半に達成、業務全般についても順調に中期目標が達成できたと評価できる。

独立行政法人移行後に開設されたアジア歴史資料センターにおいても、着実にデータベースの構築が進み、利用者の要求にも十分対応しており、世界でも評価の高い先導的デジタル・アーカイブズとして知られるまでになっている。

また、政府が進める e - J a p a n 戦略に呼応すべくデジタルアーカイブ・システムの構築に努め、平成 17 年度 4 月の運用開始に備えたことは、中期目標を超えたもので高く評価したい。今後は、所蔵資料のデジタル化を計画的に進め、その内容の一層の充実に努めるとともに、電子政府化の急激な進展などへの適切な対応を期待したい。

なお、公文書全般の管理の在り方に関わる多くの課題は、独立行政法人としての国立公文書館の範疇を超えた課題を多く含んでいるので、内閣府において早急に検討することを期待する。また、その検討に際しては、国立公文書館からも、公文書に関わる専門機関として、深い知見に基づく提案が出されるよう期待する」。

外園委員 個々につきましても、16 年度業務実績を反映させた修正と、先ほども触れましたが、デジタルアーカイブ・システムについての取り組みについて記述を追加しております。

続いて「主要事務事業や組織の在り方についての意見」について、事務局から読み上げていただきます。

豊田政策評価広報課長 「・中期目標期間の実績評価からみて、目標の明確化と第三者による評価により、目標の順調な達成等、業務の効率化が図られ、組織が活性化した。引き続き、業務の効率的な運営に取り組んでいくことが重要である。

・『国の中核的公文書館として、各府省、地方自治体の文書管理の質の向上や国際協力に資する体制を持つべきであり、まず、その運営体制として、国立公文書館の幅広い業務執行に責任を負う役員については、行政実務や組織管理についての深い知識・経験を有する者と並んで、歴史学、行政学、情報学等の分野で高度な学識経験を有する人材が、常時勤務する体制を確立することが不可欠。』との懇談会報告の提言については、国立公文書館及び政府において速やかな対応がなされ実現したところである。

今後とも、専門的な知識・経験を持つ専門職員の登用等に取り組み、専門機関としての幅を広げ深みを増すことが重要である。

また、専門職員の養成については、現在も国立公文書館において研修に力を入れているものの、専門職員を更に本格的に養成することは、喫緊の課題である。そのためには、国立公文書館は、アーキビスト資格制度の整備や大学院等での教育・研究への協力の在り方などにおいて、その専門的知見をいかし、どのように貢献できるか早急に検討すべきである。

・現在の国立公文書館の体制は、諸外国の国立公文書館と比較して著しく劣っており、

国として、歴史公文書等の作成から移管、保存及び利用に至る適切な管理機能を整備することが喫緊の課題である。これらの機能の中には、独立行政法人の性格上想定されていない企画・立案機能、あるいは各府省等、最高裁、衆参両院からの移管や国の現用文書の保管（中間書庫）などが含まれている。それらの課題の早急な解決にあたっては、以下の3つの視点が必要である。

国の歴史公文書等の管理は、国が担うべき機能であること

中間書庫については諸外国でも国立の公文書館が担っていること

中間書庫を含め文書の保管と評価、選別については、国立公文書館の知識と技能を有する人材を活用すべきこと。

・歴史公文書等の管理に関わる体制を国際的に遜色のないものとし、歴史公文書等を国民の共有財産として次の世代に確実に残していくことにより将来の国民への説明責任を全うするためには、歴史公文書等の適切な管理に関わる上記の諸課題を解決することが必要であることは言うまでもないが、その過程では、独立行政法人という組織形態の在り方の見直しの視点も除外すべきではない。本委員会は、国立公文書館の独立行政法人という現在の組織形態が制約となっている場合が多いことに鑑み、国立公文書館を改めて国の機関とし、その充実強化を図ることが不可欠であると考え。したがって、懇談会報告の具体化を含め直ちに検討を行い、実行に移すことを要請する。また、アジア歴史資料センターについては、その検討にあわせて国立公文書館との関係も含め検討すべきである」。

外園委員 ありがとうございました。

上段の方は、中期目標期間が終了したことによる修文。また、官房長官懇談会の提言にありました、いわゆる学識経験のある役員の常勤化についての部分ですが、これについては、速やかな対応がなされ、既の実現しておりますので、そのように記述を修正しております。

下段の組織の在り方についての部分ですが、昨年、本委員会で速やかに国に戻すべきとの意見を出したわけですが、その後、政府においてさまざまな動きがありました。

皆様、御存知のように、昨年の独法の見直しに当たっては、総合合理化、職員の非公務員化が強く打ち出されました。特に非公務員化については、国立公文書館についてもかなり厳しい状況であったわけですが、各方面の理解を得るために、内閣府においても大変な御努力をされ、結果、国立公文書館については、何とか現行の体制が維持できることになりました。

一方、総務省の消防研究所のように、定員を半減し、国の機関に戻すという結論に達したところもございます。

また、本年2月に、本委員会で議論しました第2期の中期目標においても、公文書館の管理に関わる企画・立案に公文書館の専門的知見が十分に活用されるように求めているなど、昨年の本委員会の意見や官房長官懇談会の提言をできる限り踏まえたものとすべく、努力されたものと考えております。

分科会においても、公文書館は国の機関に戻すべきとの意見は、今後も言い続けるべきであるというのは全会一致しているところではありますが、以上のような状況を踏まえ、この委員会意見にも記述しているような諸課題の検討を行いつつ、国の機関化等の議論も行うという方が現実的ではないかとのことから、修正を行ったものであります。

私からの説明は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

以上でございますけれども、これは本委員会で決定すべき事項でございますので、これによろしければ、そう決定させていただきますし、何か御意見があれば修正させていただきますけれども、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

山本先生、どうぞ。

山本先生 御質問でございますが、この文書ですと、今、お読みになった一番下から3行目に「国立公文書館を改めて国の機関とし」というふうに、もう明言されていますね。ですから、それは多少上の文章は変わったけれども、そのスタンスについてはもう明確に打ち出しているという理解でよろしいわけですか。

外園委員 はい。そこは絶対譲れないということです。

山本委員 上のゴシックで書いてあるところよりも、ここが大事でという理解でよろしいのですか。

外園委員 はい。

山本委員 わかりました。

大森委員長 ほかに何かございますでしょうか。

外園委員 内閣府とかそれぞれの関係者の御努力があったのですが、非公務員化の問題1つをとりましても、独法の中で国立公文書館とあともう一つどこかあったのですが、それを実現するだけでも大変なのです。私たちは、とにかく国の機関に戻してくださいというのはずっと言い続けるべきなのですが、先ほどの消防研究所ですか、定員半分になって国に戻したというようなこともありますので、戦略的といったらおかしいのですけれども、やはり少しずつ堅実に歩んだ方がいいかなという判断です。

大森委員長 ここの関係の分科会の先生方、よろしいでしょうか。何か御発言ございますでしょうか。

それでは、この文章で私どもの委員会としてはお認めするというところでよろしゅうございましょうか。

では、そういうふうにさせていただきます。

(国立公文書館関係者退室)

(駐留軍等労働者労務管理機構関係者入室)

大森委員長 それでは、引き続きまして、駐留軍等労働者労務管理機構について、中期目標に係る業務実績の仮評価及び、事務・事業及び組織形態について、東海分科会長から

御報告いただきます。

東海委員 御報告をさせていただきたいと思います。

駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間終了時の組織業務全般の見直しのための取組みにつきましては、去る3月17日に開催をいたしました、この評価委員会において、平成14年度～16年度に係る仮評価を行った上で、この評価委員会としての意見をとりまとめることが決定をされました。

その原案については、年度評価と併せ、分科会で作成せよということとなっております。これを受けまして、分科会におきましては、7月13日と8月4日の2回にわたり会議を開催いたしまして、16年度評価とともに、最初の中期目標期間である3年間の業務実績を踏まえた仮評価及び事務・事業及び組織形態の在り方についての意見についての審議を行いまして、お手元の資料8のとおり、仮評価表の案を作成いたしました。また、資料9のとおり、見直し意見案をそれぞれとりまとめております。

時間も限られておりますので、仮評価案につきましては、総合評価の項目のみ事務局から読み上げさせていただきたいと思います。

それに引き続きまして、「事務・事業及び組織形態の在り方についての意見（案）」の内容につきましても、これにつきましては少し文章を読むような形でもって、事務局から説明をしていただくようにしたいと思います。

それでは、永井調査官からよろしく申し上げます。

永井防衛施設庁業務部労務調査官（以下「永井調査官」） 防衛施設庁労務の永井でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料8の4ページの最下段にございます「総合評価（業務実績全体の評価）」について読ませていただきます。

「当機構は、他の独立行政法人とは異なり、機関委任事務として関係都県が実施していた事務と国が実施していた駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を移行させ実施するために、新たに設立された組織であるが、関係都県が行っていた労務管理等事務を確実に継承・実施している。

また、機構の業務処理に必要な基礎的な業務の仕組みや体制を整備するとともに、一部業務は中期目標期間の終了時を待たずに達成するなど、中期目標の達成に向け順調な業績であると評価できる。

今後とも、事務の簡素化・効率化及び駐留軍等労働者へのサービスの向上等を促進させ、より一層の成果を上げていくことを期待する」。

以上でございます。

それでは引き続きまして「事務・事業及び組織形態についての意見（案）」につきまして説明させていただきます。お手元の資料9をお願いいたします。

まず、当法人の沿革でございますが「労務管理等事務については、機関委任事務として、

雇用主である防衛施設庁長官の権限の一部を委任された都道府県知事が、本来国が実施する事務を処理してきたが、地方分権推進計画（平成 10 年 5 月閣議決定）において国と地方との役割分担を明確にする観点から国の直接執行事務として整理された。

機関委任事務廃止後の事務処理体制については、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月中央省庁等改革推進本部決定）により、労務管理等事務が独立行政法人に移行することとされたことを受け、防衛施設庁は、労働契約の締結等の雇用主として自ら実施しなければならない事務を行い、それらを除く実施事務（人事の手続の実施、給与の計算、福利厚生の実施等）については独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）に行わせることとされた。

かかる労務管理等事務の一部を実施する機構の事務は、雇用主である防衛施設庁の行う事務と一体となって完結するものであると考える」。

事務・事業についての意見でございます。

「 1 労務管理等事務の廃止について

労務管理等事務は、日米地位協定で定める間接雇用の原則の下、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできないと考える。

2 労務管理等の事務の国又は地方公共団体への移管について

労務管理等事務は、地方分権推進計画において国の直接執行事務とされたものであり、また、平成 12 年度から地方公共団体が国の事務を行う仕組みがなくなっていることから、この事務を地方公共団体へ移管することは考えられない。

また、労務提供義務を果たすための企画立案事務及び雇用主として実施する労働契約の締結、人事の決定等の事務については国が自ら実施し、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務は独立行政法人としての機構が実施するという現行体制は、国が雇用主としての立場を維持し、その事務及び事業の減量、効率化を図りつつ労務提供義務を確実に履行していくという観点からして、国へ移管する理由は見当たらないと考える。

3 労務管理等事務の他の独立行政法人への移管について

労務提供義務を確実に履行するためには、労務管理と対象となる駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況に鑑み、機構は防衛施設庁との緊密な連携の下で、一体となって労務提供契約上の義務を果たすための事務を処理することが不可欠である。かかる事務処理の特性から、他に当該事務処理を担わせる適切な独立行政法人はないと考える。

4 労務管理等事務の民間への移管について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうよう

な事態を生じさせてはならないと考える。したがって、民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめるべきであると考え。

5 市場化テストその他の事務についての改善措置に試行的実施について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。また、労務管理の対象となる駐留軍等労働者は、在日米軍施設という我が国と異なる労働環境下にあり、その職種（約 1300 種）も細分化されているなど、労務管理等事務は、複雑かつ特殊なものである。さらに、民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならないことから、民間開放につながる市場化テストの実施はできないと考える。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめるべきであると考え」。

次、組織形態についてでございます。

「1 機構の廃止について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできないと考える。したがって、この事務を行う機構を廃止することはできないと考える。

2 機構の民営化について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめるべきであり、機構を民営化することは適当ではないと考える。

3 機構の非公務員型独立行政法人への移行について

労務管理等事務は、労務提供契約上の義務を果たすために確実に履行すべきものであり、この事務の性格上、労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。したがって、この事務を実施する職員は、争議権を持たず、かつ厳格な守秘義務を課せられた国家公務員が担当する必要がある。また、この事務処理に当たっては、機構は、駐留軍等労働者に関連する取扱いに慎重な配慮を要する多くの情報を在日米軍から入手し、それらの情報を国と共有しつつ、国と一体となって労務管理等事務を行っていることから国家公務員が担当する必要がある。なお、在日米軍も同様の見解を有している」。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

東海分科会長からはよろしゅうございましょうか。

東海委員 資料 8 の方は、一番最後の総合評価だけ読み上げましたので、ちょっとお聞きづらかったかと思っておりますけれども、全般的に 3 年間という期間に区切って順調に、

その効率化その他の中期目標を達成しているという評価をいたしておるところでございます。

それを受けまして、あとの方の事務事業及び組織形態についての意見につながってくるかと思っております、独法としての求められたもの、目的をある意味では順調に遂行してきているということからして、またその他の日米安保や地位協定等の特殊な事情からしてこういった見解になるだろうということを経験会でとりまとめたところでございます。評価委員会の御意見をいただければと思っております。

大森委員長 ありがとうございます。

資料9の方については、組織形態もこういうことでよろしいでしょうか。何か補足していただけますか。

東海委員 特にございません。

大森委員長 よろしいでしょうか。

それでは、皆様方、何かお気づきの点があれば。

どうぞ。

飯田委員 資料8ですが、これはもしかしたら私の誤解で重箱の隅をつつくような話なのかもしれませんけれども、5ページの総合評価で「今後とも事務の簡素化・効率化及び駐留軍等労働者へのサービス」。この労働者へのサービスというのはどういうことなのでしょう。

大森委員長 これは機構の方からお話しいただいた方がわかりやすいでしょう。

田中駐留軍等労働者労務管理機構企画調整部長（以下「田中部長」） それでは、私、駐留軍等労務管理機構の企画調整の田中ですが、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

駐留軍等労働者へのサービスと申しますのは、我々はサービスの提供先といたしましては、在日米軍、国、防衛施設庁、もう一つには、労務管理をやっている駐留軍等労働者がございます。

駐留軍等労働者に対しましては、機構独自の業務といたしまして、例えば、福利厚生等の業務をやってございまして、今般も今中期では、疾病予防事業ということで、1つの新たなサービス事業を実施しておりますけれども、そういうふうな面の自立を図ってまいりたいというふうなことでございます。

飯田委員 そこで働いている人に対するサービスという言葉の使い方が、何かちょっと違和感を感じるのです。

それは例えば、同じ資料8の3ページ目の冒頭に「国民に対して提供するサービス」とございます。けれども、これの右の項をずっと読んでいくと、具体的に国民に対して提供しているサービスというのは盛り込まれていないように思うのですが、いかがでしょうか。

田中部長 確かに、私どもの相手方が駐留軍労働者の労務管理という面が1つございまずので、そういう意味では不特定多数の国民の方を相手にしたというよりは、むしろ労務

管理の主体である駐留軍労働者というのが、我々の立場からすればあるかと考えておりますが。

大森委員長 どうぞ。

東海委員 御指摘のことは用語のことかなという気がいたしまして、やはり大事なことかと思っております、私も前の方の国民に対して提供するサービスという言葉と質が違うものであるというように認識をいたしております。

場合によっては、例えば、対象は駐留軍等の労働者であることは間違いのないわけですが、ある意味では勤務環境の向上といったような表現の方が望ましければ、そういった用語に訂正をするということにしたいと思っておりますがいかがでございましょうか。

飯田委員 私もそう思います。

大森委員長 今のような御意見が出ましたけれども、ほかの方はどうでしょうか。

これは一般的に公開されますので、今の同じようなサービスの概念が違うというような御意見が出ることが、今のような修正で解消できるならばその方が適格だと思いますが、各分科会長の先生から何かあれば。

山本委員 意見というか、もし参考にしていただければということですが、この「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」というのは、恐らくほかの独法も同じような形で、抽象レベルではそういう統一的な表現で項目が立てられているということだろうと思います。

ですから、そういうことを各独法ごとに表現を変えることが適切なのかどうか。あるいは、ここは直接のサービスの提供をする相手方では、勿論国民はないわけですが、しかし、そういう労務管理が適切になされることによって、間接的には国民に利便が与えられるという趣旨で、もしまとめていけば、その辺も含めて表現の方は適切なものを選定してもらえればというふうに思います。

飯田委員 今のような間接的という言い方だと、やはりちょっとこじつけっぽいのですね。国民に説明することですから、直接的にわかりやすく適当な用語を探していただいた方がありがたいと思います。

大森委員長 今、東海分科会長が暫定的にお出しになっているような文言で少し相談させていただきますので、このサービスの変わる用語については恐縮ですけれども、私と東海分科会長に御一任いただけるでしょうか。事務方とも相談しますので。

直した方がよければ、その方がよろしいと思いますので、そういうふうに判断させていただく方向で、この文言については修正するということはあり得るということで御一任いただけますでしょうか。

飯田委員、よろしゅうございましょうか。

飯田委員 結構でございます。

大森委員長 それ以外のことで何かお気づきの点ございましたでしょうか。

外園委員 資料9でよろしいですか。

大森委員長 どうぞお願いします。

外園委員 2つほどありまして、1つはアウトソーシングという言葉が幾つか出てくるのですけれども、これは日本語に代わる言葉があれば変えてくださった方がいいかなという希望です。

それから、組織形態で最後に「なお、在日米軍も同様の見解を有している」というこの表現は、例えば、組織だけなのか、事務・事業などは在日米軍がどうなのか、あるいはまたこの文章はないといけないのでしょうかという質問です。

大森委員長 では、防衛施設庁からお願いします。

永井調査官 説明させていただきます。

実は、本件に関しまして事務・事業の見直しをするということで、在日米軍司令部の参謀長に対しまして、特定独立行政法人、いわゆる国家公務員の身分を有するということの必要性というのですか、可否について問い合わせをしたところであります。

それに対しての回答として、これは6月17日に出して8月5日に在日米軍参謀長から回答が来ているわけですが、その中でメインは、業務の内容等をずるずる述べておりますけれども、最終的な部分で言えば、本来的に政府が担うべき役割は最も高い水準の品性及び職務態度が求められる政府職員のみにより行われるべきであると考えするというような形の回答が来ているということを受けまして、ここの部分のいわゆる組織形態全体ではなくて、身分のところについて言及して入れてあるということでございます。

外園委員 わからないのですけれども、やはり在日米軍に対して問い合わせはしないといけないのですか。

永井調整官 いえ、実は原則非公務員化ということになっていきますよということで、原則非公務員化したときに、要は軍として問題があるか。いわゆる労務の提供を受けるサイドという格好で意見照会をしたということです。

外園委員 これは分科会では何も問題にならなかったのですか。

東海委員 分科会でも話題になりまして、この前の方の文脈全体について、理解はいたしました。それについて具体的な日米安保と地位協定の対象者である駐留軍、在日米軍というものがどういう考え方を持つかということについて事務局から説明を受けたわけでございます。

そういう意味で、その説明の内容からしてこういった文言が付いていることはやむを得ざることかなという理解をいたしましたけれども、評価委員会として、場合によっては最後の文言が、かえって逆に読み手の方に異なった誤解を与えるというおそれがあるとすれば、これは場合によっては御検討いただきたいなという気は持っております。

外園委員 私も何も専門家ではないのですけれども、これは言葉は悪いけれども、外圧というか、ここまで評価委員会で書くのかという意識があるのです。そこまでしなくたって、もう内容はわかっているから、どうしてないといけないのでしょうかという感じがありまして、違和感を感じるのです。

小町谷先生、いかがですか。

小町谷委員 これは問題になったのですけれども、多分補強材料のような形のニュアンスで書かれたのかなという気はしているのです。でも、特別なお書きで書くくらいであれば、削除でもいいのではないかと、私の個人的な感じではそういうふうに思っています。

馬場委員 私も最初これを読んだときにちょっと気になった表記で、このなお書きというのは文字どおり、言わずもがなのことを言う場合と、念を押すために言う場合と両方あるのです。

したがって、この「在日米軍も同様の見解を有している」というものは、この判断の全体の中に含まれている問題であって、一番最後になお書きで念を押すような印象を与えるような表記をすると、むしろいたずらに誤解を与えるおそれがあるのではないかということを感じました。

大森委員長 もう一つ、ちょっと文章上のことで気になるのは、「万が一」というのが同じ文章で3か所出てくるのですけれども、これでだめ押しをしたいという意向は伝わるのですけれども、ちょっとしつこいかなと。

万が一、万が一、万が一が3か所出てきて、何と云うか、争点の中心は非公務員化を迫られる。これについて、非公務員化はこういう理由でできないのだということと言わない限り、必ず非公務員化するというふうに総務省は言っています。

したがって、この文章で非公務員化ということについて、それはこういう理由で適切ではないということが言い切れているかどうかということになるのだと思うのです。そのときに、万が一というのが3か所出てくることで、そういうことがちゃんと云えているかということが1つと、今の最後の下りを、多分これ実際に非公務員化するという事になったら大変なことになるので、処理については必ずヒアリングがありますから、ヒアリングの時の方がいいということもあるのです。正面からこれを書かないで置いて、それは一応最終段階で米軍の意向なしでそのようなことはできませんので、私どもとしては、きちんとお聞きした上でこうなっていますということを使った方が、適切な処理になるかもしれないので、ここに書いておかない方がいいかもしれない。この判断が難しいと思うのです。

だから、分科会の方では、なお書きですから一応補強的な意味でも書くべきだというふうにお考えになったと思うのですけれども、私どもの委員会として、どういうふうに収めた方がいいかというその御判断を全体でしていただいたらどうかと思っているのです。

これで、私が一番皆さん方の御意見を聞きたいのは、この文章で非公務員化は無理ですよ、だめですよという立論がなされていて、これで総務省の方がうんと言えるかというふうに客観的に考えくださった上で御意見を寄せていただいた方が、この文章は最終的な決着が付くと思いますが、いかがでございましょうか。

遠藤委員 資料8のところを拝見しますと、随分経費を削減したと。ここに書いてある内容を読みますと、普通の企業だったらもう当たり前に行っていることばかりなのです。

だから、ここは民営化する方がいいのではないかと。しかし、先ほどの特殊なスキルを要するとか、いろいろなことがありました。そこはやはりなかなか難しいのだろう。

ですから、中身をきちんと分けてお話しをした方がいいのではないかなという気がするのです。民間の力を利用した方がいい、民間の経験を利用した方がいい部分と、これはやはりこれまでやってきた伝統的にいろいろなことがあって、伝統的という枠を取る意味ではなくて、いい意味でそういう部分と一緒にあって、総合的に判断をするとしかじかであるという方がわかりやすいような気がします。

それからもう一つ。これは経費をどんどん抑制していくと、万が一が起こってしまうような方向に行く危険があるのではないかというふうに私は思いました。もし、その万が一が起こらないような線をきちんと維持できるという何か評価の基準があるのであったら民活してもいいはずなのです。だから、これは自家撞着をしているのではないかなと。

大森委員長 非常にいい御指摘でして、これはそもそもからそういうことをはらんでいくような仕組みなのです。非常に微妙な、今のようなどろに行き着くような議論に必ずなっていくと思っています。

当面この問題について、分科会の案でございますので、一応これは組織形態について、これはどうだ、これはどうだと項目ごとに聞かれていますので、忠実にその項目を単独でお答えするならこうなるという表記になっていますので、繰り返しが出てくるのですけれども、それぞれの項目について答えるということであるならば、別にこれは繰り返し同じ文言が出て不自然ではないというふうにもできますので、やはり問題は一番最後のなお書きをどういうふうに処理するかということについて、できれば御意見を出して合意を見たいと思います。

東海分科会長、いかがでしょう。

東海委員 分科会でも意見が出ました事情を先ほど申し上げましたとおり、やはり一番最後の文章というのは、非常に皆さんに対して強いインパクトを与えるということもございます。こういった事実が、この独法の機構の存在に非常に重要な関わりを持つということは、分科会は認識をしたという意味でその文章がなお書きとして加わった事情ではございますけれども、確かに先生方がおっしゃるとおり、私も最後の文章であえてだめ押しのこの文章を付け加えることは、この全体の評価委員会の案としてはない方がよろしいのではないかという気もいたしております。

大森委員長 ちょっと参考のために。もしこの協議に入りますと防衛施設庁の方が矢面に立ちますので、この最後のくだりの点についてはどのようなものでしょう。

永井調査官 評価委員会の方の御意見という形で、仮に掲記をしないであっても、これからワーキンググループのヒアリング等の機会が何回かございます。

その中で、現実問題として在日米軍からの意向というものも示されて、お互いに労務提供契約を結んだ形の相手の立場もきちんと踏まえた上での説明をせざるを得ないので、そのところは十分説明できると思いますので、委員会としての御意見の中にそれが仮に入

らなくても、意思を表示することはできると思います。

大森委員長 評価委員会としては見解を有しているのではなくて、仮にこの問題を動かすならば、相手方の在日米軍と何らかの折衝というか、米軍側の意向のようなものを聞かないと、なかなか進みませんという趣旨のことが書かれればいいでしょう。

同様の見解を有しているということになると、もう手回しよくやっているだろうという、外圧を使うのかという、要らざる反発を買うような文章ではなくて、当然のことなだけども、在日米軍とある種の協議をしなければいけないという重大な事柄になるのだという趣旨のことが書かれていればこの意図は実現できますよね。

ですから、文章上の表現を少し工夫をしていただければ、分科会の方の御意向と私どもの委員会の方で合致できるのではないのでしょうか。

この表現ぶりを少し変えさせていただいて、しかし、何らかの意味でメンションをするということで、分科会の皆さん方の御意向を尊重するという方向で、これも恐縮ですがけれども、私と東海分科会長に御一任いただけるのでしょうか。

山本委員 それで賛成ですがけれども、この種の評価をするときに、ユーザーの意向を聞くということは当たり前のことなのです。だから、そういう打ち出しをすれば余り問題はないので。

ところが、この相手方の在日米軍という存在の特殊性のゆえに、それがやや過大に、あるいは別の趣旨に誤解されるということがないように配慮をしていただければということです。

大森委員長 今、山本先生のおっしゃったような趣旨が非常にいいのではないかと思いますので、それが生かし得るような簡単な文章を考えるように相談いたしますので、そういう方向で合意をいただけるのでしょうか。

では、そういうふうにさせていただきます。

それを含めまして、以上2点について、本日この委員会で決定をさせていただいてよろしゅうございませうか。

それでは、その旨決定させていただきます。

(駐留軍等労働者労務管理機構関係者退室)

(北方領土問題対策協会関係者入室)

大森委員長 それでは、北方領土問題対策協会の長期借入金及び償還計画の一部の変更につきまして、御説明いただいて審議いたします。

それでは、御説明いただきます。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 (以下「長尾専務理事」) 北方領土問題対策協会の長尾でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料10が関係の資料でございます。

長期借入金につきましては、ここにもございますように、17年度18億5,000万ということで既に御承認をいただいておりますが、その後、いわゆる有担扱いが続きまして、こ

ここでございますが、内訳は載ってございませんが、契約といたしまして農林中金から1億7,850万円、北洋から5,390万、北海道信漁連2,440万円の借入れを予定をしてございましたが、今回、農林中金とのいわゆる借入の交渉の中で借入条件がちょっと折り合わない部分がございます、農林中金を断念せざるを得ないと。

それに代わりまして、同じ有担扱いで借りることを予定してございます、北海道信漁連と交渉いたしましたところ、農林中金と同じ条件。いわゆる契約に沿った借入れができるという対応ができるというめどが立ったところでございます。

したがいまして、今回の一部変更の申請内容は、農林中金からの借入れ予定をしてございました部分につきまして、北海道信漁連に変更したいというものでございます。

ですから、借入の限度額や償還計画というものについては変更もございませんので、そういう面では、特に当協会が負担増が伴うというものではございません。

なお、現在の農林中金からの借入れにつきましては、4にもございますように、有担については1.15で借りてございますが、この変更に当たりまして、北海道信漁連から同条件の利率でお借りをする予定にしております。

なお、この後の資料には、長期借入金の償還計画とか細かな借入の明細、あるいは変更前と変更後の対照表が資料として添付してございますが、時間の関係もございまして、省略をさせていただきたいというふうに考えてございます。

私どもからの説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

大森委員長 ということだそうですね、御質問等ございますでしょうか。

これは、簡単に言うと農林中金は撤退するということですか。

長尾専務理事 農林中金につきましては、既に無担部分については、もう今は取引を行っておりません、そういう関係もあって、一部市中銀行等との取引というものを現在開始してございます。

それと、農林中金については、今の有担につきましても利付の農林債を担保にしているわけでございますけれども、これが18年の12月に期限がまいりまして、その時点である程度どうするかということも考えなければならぬ時期にまいりまして、その過程でいろいろ交渉した中で、新たに信漁連等が同じ条件でということもございまして、将来を考えてそういう判断が適当でないかというふうに思ったわけでございます。

大森委員長 特に何か問題になりそうなことはございませんか。

長尾専務理事 現時点では、逆に将来を考えたとき、やはり私どもの場合は安定的な資金の確保というのが重要でございますので、そういう選択の方がベターでないかというふうに判断したわけでございます。

大森委員長 ということだそうですね、よろしゅうございましょうか。それでは、これはお認めするということにいたします。

長尾専務理事 よろしくお願いたします。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

大森委員長 それでは、独法の役員退職金に係る業務勘案率等につきまして、御説明いただきましょう。

豊田政策評価広報課長より資料 11～資料 13、資料 14 に基づき説明。

大森委員長 各省の実績として 31 法人のうち、ちょっとどこか忘れましたが、この前出たときに、どこかのところが 1.1 を超えて出したのだけれども、再考を促されて 1.0 に落としたでしょう。

事務局 厚生労働省が 1.41 を出しました。

大森委員長 1.41 を出して再考をしようと言われて 1.0 に戻しているのですよね。

あのときに 1.4 になった計算、内容はわかりますか。

事務局 これは基本的に 5 段階評価という考え方で、一番上の評価を 2.0、次の評価を 1.5、3 つ目が 1.0 というような形で、単純に精通化して行って、その全体を繰り上げて平均化したものです。

ですから、ある程度 A 評価に近いところが 1.41 という数字で出てきた。それを出して総務省の方で中身がないということでした。

大森委員長 再考しろと言われて 1.0 に変えた。それで今のところ全部が 1.0 になっているということです。

それで、お諮り申し上げますのは、資料 11 に基づきまして、私どもとしては役割分担のことをどうするかですから、資料 11 と資料 14 になるのでしょうか。これについて、こういうことで一応決定させていただいて、今後運用に入るということです。

まず、委員会と分科会の役割分担は評価の方も分科会でやっていただいていますので、役員の退職金についても勘案率の決定もそちらでお願いするという方が適切だろうと思いますので、そういうふうに役割分担を決めさせていただいて、よろしゅうございましょうか。

それで、今、御説明のあったような業績勘案率も資料 11 に則して取り扱っていただくということでよろしゅうございましょうか。一番直近に出てくる分科会はどこになりますか。

事務局 可能性としてですが、国民生活センターが 10 月にあるかと思われま。

大森委員長 山本分科会長のところを拝見しながら、以下、参考にしつつ対応する。

山本委員 これは 3.5 以上というのは、項目のうち半分が B でも 3.5 ということになりますね。

いろいろ職員については業績を重視して、業績手当の導入を図るというようなことをやっていますので、ちょっと微妙な問題はあるかと思いますが、他省庁がすべて 1.0 だということなので、今はなかなかいろいろと難しい。

ただし、先ほど御紹介がありましたように、臨機にフレキシブルに随時見直していくということであれば、とりあえずはこういうことかなというふうに感じました。

大森委員長 ほかの方々から何か御質問等ございますでしょうか。

雨宮委員 自主的に 1.0 を切るようなことを法人側が出すということはあるので

すか。あり得るのですかというより、やってもいいのですよね。

大森委員長 勿論です。

兩宮委員 というのは、どうもこれの評価委員会で評価をして、ほとんどAが付くのですね。余りBとかCなどは付いたことがないような状況の中で、本当にAというのはどの団体でも同じAなのか疑問に思うこともあるのですよ。

それで、全部なるべくAに合わせるようにして、かつそれは全部が1.0ですよというふうにそれを決めていくのが一番いいことなのか、あるいはもっとそれぞれの団体が節約するためにといいますか、自己で判断して減らすという道もどこかに付けておかないといけないのではないかと思います。

大森委員長 おっしゃるとおりです。

1.0を超えてはいけなかったら、みんな1.0にしますね。それはおかしいので、やはり下回ってもいい。

ただ、下回った場合には評価は、分科会の皆さん方がなぜ下回るのかということについて、一応算式がございますけれども、それなりの理由を必要とする。上回る場合も理由が要る。これらの理由を出していく場合には、上回る場合の方がはるかにきついですね。今のようなことになると思うのですけれども。

山本委員 今、兩宮委員がおっしゃったことは、算定方法の項目(3)の「特段の貢献度等」の「等」に当該法人の自発的申出が含まれるかどうかという解釈になる。実際には余りそういうことは多くはないかと思いますが、一応そういう事案が出てきたときは、その原案ですと、そういう解釈問題があるということかと思えます。

大森委員長 ほかに何かお気づきの点ございますでしょうか。

分科会長の先生方、これからこの仕事を担当していただきますので、何かあれば出していただければと思います。

役員が本当に、実際には現場でどうしているかというのはわからないのですよね。本当にこの人が経営者として叱咤激励してやる気を起こさせて、ちゃんと仕事をやっているかどうかというのは、1回も現場を見たことのない人間がどうやって評価するのだろうかとかあるけれども、1回ぐらい抜き打ちで行って、理事長は何をやっているのですかと見てみたいぐらいのことを、私は思っているんですけども、なかなかそうはまいりませんので、全体として勘案して間違いなくこれは経営者としてきちんとおやりになっているのだということを総合的に判断せざるを得ないと思います。

では、とりあえずこれで運用に入らせていただいてよろしゅうございませうか。

よろしければ、こういうふうにして、本委員会としては決定をさせていただくというふうにさせていただきます。

お手元に3月17日の本委員会の議事録がございまして、これはあらかじめ必要な修正が終了してございますので、これで公表させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

ではそう進めさせていただきます。

本日、以上でございますけれども、何か皆様方の方から御発言ございますでしょうか。

小町谷委員 次回になると忘れてしまいますので、ちょっと1点申し上げたいことがあるのですけれども、評価項目のところで、先ほども少し問題になった、国民に対して提供するサービスという題目がありますね。それは公文書館のときにも問題になりまして、結局公文書館がやっているサービスというのは何も国民だけではなくて、全世界の人に対してでもあるので、また駐留軍のところは全く国民に対してというところとちょっと語弊がありますし、これから沖縄科学技術研究基盤整備といったところで、この項目の題目というのはずっと決まっていたことなので、ずっとそのまままきているのだと思うのですけれども、この見直しはされるのでしょうかということなのです。

以上です。

事務局 独立行政法人通則法というものがございまして。第29条の中期目標について、次に提言の実行について定めるといことが書かれておりまして、これに基づいて各分科会における評価項目も同じような扱いをしております。

大森委員長 小町谷委員、その他の業務はこの文章はどうやって読むのですか。国民に対して提供するサービスその他の業務というのは、国民に対して提供するその他の業務になるのですか。この法律の読み方は。

小町谷委員 そういう見方だと思います。

大森委員長 切ってよるしいのですか。国民に対してだけのサービスと、それに類似するその他の業務。

山本委員 お役所的には、前のと匹敵するよなということですが、これはどうなんでしょうか。通則法の解釈はどうなっているかというのは、事務方の方が詳しいのでは。

大森委員長 だから、多分その他の業務で読んでしまうということになるのでしょうか。入れられると。多分この法律はそういうふうに読むのではないかと思うのです。

その他のサービスとは、普通は並列で並んでいて、これに近いほど重要というか、それに類するものなのでしょう。

通則法を直してもらおうという提案はできないわけではないのですけれども、それは内閣府で考えてください。

豊田政策評価広報課長 はい。

大森委員長 解釈で行けるのであったら、今のようなこの解釈で各分科会にここはこういうふうに理解できますと。

豊田政策評価広報課長 今、先生方が議論されたようなことがここで読み込まれるかどうかということですね。ちょっと確認をさせていただきます。

大森委員長 次回の分科会が行われるときまでにということ結構ですので、少し準備をしていただけますか。

それではよろしゅうございましょうか。

山本委員 時間がないところ恐縮なのですが、やはり総論的、通則的に書くとすればこういう書き方にならざるを得ないと思うのです。なぜ、この業務が独法でやらなければいけないかということの評価するということですから、やはり究極的にはたとえ間接的であれ、国民に対してどういう意味があるのかということに焦点を当てなくてはならないということで、こういう記述がされている。

それ自身は間接的であり、わかりにくいものだけれども、そのことの意味というのは他方においてあるので、そこを総合的に勘案して、我々の文書の項目表記をどうするかということと、それと通則法との関係で縛りがどの程度あるかということですね。先ほど、委員長と分科会長とで御相談されるということでしたから、そこは先ほどの趣旨で特に適切な表記を決めていただければというふうに思います。

大森委員長 沖縄のものは評価するときに大変だろうな。国民に対するだけではなくて、人類社会に貢献するのですね。そのことが結果として日本国民にも役立つ。あれはそのぐらいのスケールの話ですね。

遠藤委員 そうだと思います。特に、以前からある留学生が日本を嫌いになって帰るというのを回避したい。一番大きいのではないかと思います。それが結果としてアジアの中で日本が孤立している理由の1つになっているのですね。お金を一生懸命出して、結果として嫌いな人を増やしている。

大森委員長 ですから、本当にいい学生は日本に来ないのです。

遠藤委員 最近は。

大森委員長 それにチャレンジするのですから大変だと思います。我々はそういうことまで評価するのでしょうか。

それでは、今のことを少し事務方でも用意できることはしていただくという形でお願いします。

ほかにございませんでしょうか。よろしければ、本日は以上にさせていただきます。長時間ありがとうございました。